

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 4 年 6 月 28 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県岩倉市野寄町西出 1 番地 1	
氏名 ミヨシ油脂株式会社 名古屋工場	
工場長 小川 隆	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0587-37-5111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ミヨシ油脂株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	愛知県岩倉市野寄町西出 1 番地 1
計画期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	16: 化学工業
2 事業の規模	製品出荷額：6,023,72 万円 / 年
3 従業員数	87 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料参照

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長（廃棄物処理総括責任者）

┆

環境委員会 ─── 各部署廃棄物責任者

┆

工務環境課（産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙1 参照		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙1 参照		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全て種類ごとに分類し、保管している
-----	---

	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 実施していない	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t

	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし		
	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2 参照		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

	<p>(今後実施する予定の取組) 別紙2 参照</p>	
<p>電子情報処理組織の 使用に関する事項</p>	<p>【前年度（令和3年度）実績】</p>	
	<p>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)</p>	<p>1,228 t</p>
	<p>(今後実施する予定の取組) 全ての廃棄物に対し、電子情報処理組織を使用できた。今後も昨年度同様に活用し続けていく</p>	
<p>※事務処理欄</p>		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出制御に関する事項

特別管理産業 廃棄物の種類	排出量【t】	
	前年度(令和3年度)実績	目標
引火性廃油	10	3
引火性廃油(有害)	0	0
強酸	0	0
強アルカリ	0	0
廃油(有害)	41	50
汚泥(有害)	0	0
廃アルカリ(有害)	1,177	1,037

《これまでに実施した取組》

- ・各職場で毎月廃水委託量を算出し、排水量の削減を意識付けしている。
- ・より良い洗浄方法を模索して、排水の削減に努めている。
- ・ミスのない生産を行い、失敗品を作らないことで廃棄物を減らす。
- ・廃アルカリ(有害)に着目して、事業所で明確な削減目標を作った。

《今後実施する予定の取組》

- ・これまでの取組を継続して行う事で、廃棄物を減らす。
- ・同品種の連続生産を行う事で、洗浄水を減らす。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 2

①現状 【令和3年度実績】

特別管理産業 廃棄物の種類					
	全処理委託量	優良認定業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量
引火性廃油	10	10	10	0	0
引火性廃油(有害)	0	0	0	0	0
強酸	0	0	0	0	0
強アルカリ	0	0	0	0	0
廃油(有害)	41	41	41	0	0
汚泥(有害)	0	0	0	0	0
廃アルカリ(有害)	1,177	1,177	728	449	0

《これまでに実施した取組》

- ・優良認定業者を中心に取引引きを行うように進めた。
- ・再生利用業者や、認定熱回収業者を優先に処理依頼をした。
- ・取引業者の最終処理方法などを調べて契約を行った。
- ・すべて電子マニフェストでの取引を行った。

②計画 【令和4年度目標】

特別管理産業 廃棄物の種類					
	全処理委託量	優良認定業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者へ の処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量
引火性廃油	8	8	8	0	0
引火性廃油(有害)	0	0	0	0	0
強酸	0	0	0	0	0
強アルカリ	0	0	0	0	0
廃油(有害)	35	35	35	0	0
汚泥(有害)	0	0	0	0	0
廃アルカリ(有害)	1,118	1,118	692	426	0

《今後実施する予定の取組》

- ・これまで通り、優良認定業者を中心に、再生利用業者、認定熱回収業者を積極的に選定する。
- ・引き続き、取引業者には優良認定業者の取得を勧める。
- ・取引前に最終処理方法を確認し、環境に良い形で処理を行う業者を選定する。